

## 第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書

### 1. 業務名

第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定業務

### 2. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3. 業務の目的

本業務は「第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了するため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定することを目的とする。なお、次期計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含した一体的な計画とし、あわせて「こども基本法」に基づく国のこども大綱や福岡県こども計画を勘案して、本町における子ども施策についての計画を策定するものとする。

### 4. 業務の内容

#### (1) ニーズ調査

次期計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、子育て家庭の生活実態や要望等、子どもや若者等の意見を聴取するためのアンケート調査を行い、集計、分析結果等を取りまとめる。

#### ① 調査対象

ア 子ども・子育て支援事業計画及び子どもの生活（子どもの貧困）に関するアンケート

就学前児童の保護者 2,000人

小学生児童の保護者 2,000人

イ 子どもの生活（子どもの貧困）に関するアンケート

小学5年生、中学2年生の児童生徒及び保護者 各600世帯

ウ 子ども・若者の意識に関するアンケート

16歳から39歳 2,000人

② 調査票の設計

国のこども大綱を勘案し、粕屋町子ども・子育て会議等での意見を踏まえた設問を提案し、粕屋町と協議のうえで設計を行うこと。

③ 抽出方法・宛名ラベルの提供

本町が住民基本台帳から抽出を行い、宛名シールを印字して受託者に提供する。なお、受託者は専門的知見に基づき対象者の抽出方法について提案を行うこと。

④ 調査方法

- ・①調査対象のア、ウについては郵送による配布及び郵送・WEBの併用による回収とし、イについては学校を通じての配布及び回収とする。
- ・調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベル貼付作業、WEBでの回答機能構築等は受託者にて行う。発送及び返信に係る費用は受託者の負担とする。
- ・調査票アの回収率は60%、イの回収率は80%、ウの回収率は40%を想定。(回収率を上げるための提案を行うこと。)

⑤ データの入力及び集計処理

受託者は、回収された調査票をチェックし、データの入力及び集計処理を行うこと。

⑥ 調査集計結果の分析

調査対象者全体の意向を把握する単純集計、性別や年齢などの属性項目や、その他の調査項目のクロス分析や指標化を総合的に行い、表やグラフを用いて計画策定及び事業運営の基礎資料となる課題の抽出や分析コメントの作成を行うこと。

⑦ 調査報告書等の作成

受託者は、調査集計結果の分析を踏まえ、調査報告書等を作成し、本町に提出すること。自由回答欄についてもすべて入力し、回答の分類分けも行うこと。結果報告書の取りまとめにあたっては、分かりやすい内容となるよう配慮すること。

なお、誤りが認められた場合は、速やかに受託者において訂正を行い、その作業にかかる費用は受託者負担とする。

## (2) 計画策定業務

(1) で実施したニーズ調査の結果を活用し、本町の課題やこども大綱、福岡県こども計画等を勘案し、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含し、一体的なものとして、本町における子ども施策についての計画を策定すること。

- ① 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策の設定  
受託者は、国が示す指針や基準に基づき、国又は県への報告ができるよう、教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の適正な量の見込みの算出や確保方策の設定について支援を行うこと。

- ② 現行計画の検証

現行計画の進捗状況と現状との乖離状況の把握をしたうえで検証を行うこと。

- ③ 現状把握と課題整理

1. 上位・並行関連計画の整理、分析及び課題整理を行うこと。
2. 本町が実施している施策の現状を把握し、課題の整理を行うこと。
3. アンケート結果を踏まえ、既存資料では把握しづらい本町の課題、並びに今後の子育てに対する住民の意向及びニーズについて把握すること。

- ④ ヒアリング調査の実施

子ども・子育て事業に関する行政各担当部門担当者をはじめ、各種関係団体、事業所、利用者等に事業に関する現状や今後の展望等についてのヒアリング又は記入式の調査を行い、事業に対するニーズ等の把握をし、課題の分析・抽出を行うこと。

なお、調査結果は報告書として取りまとめて提出すること。

- ⑤ 計画の骨子の設定

1. 基本理念等の設定

現状把握と課題整理、現行計画の検証を踏まえ、今後、次期計画を推進するため、計画の目的や視点、基本理念、位置づけ、期間及び基本目標について設定を行うこと。

## 2. 基本方針の設定

現状把握と課題整理、現行計画の検証を踏まえ、計画を策定するにあたっての基本方針の設定を行うこと。

## 3. 検討事項の体系化と施策の構築

検討事項を体系化し、計画の骨子に沿って施策の構築を行い、国の示す指針を考慮するとともに、国の最新動向も把握すること。

## 4. 評価指標（数値目標）の検討・設定

### ⑥ 計画書のとりまとめ

上記で実施や検討された内容について十分精査し、本町と綿密に協議したうえで、計画の素案として取りまとめを行い、計画書の内容について編集を行うこと。

### ⑦ パブリックコメントの実施支援

計画素案について実施するパブリックコメントにおいて、ホームページ原稿の作成、意見の集約や意見対応策の助言、回答の検討及び資料作成等の支援を行うこと。

### ⑧ 計画書及び概要版の作成

受託者は確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成し提出すること。

なお、誤りが認められた場合は、速やかに受託者において訂正及び再作成を行い提出すること。その作業に係る費用は受託者負担とする。

## 1. 成果品

- ・調査報告書冊子10部(A4判 単色刷)及び電子データを納品すること。
- ・第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画書 冊子200部  
(A4判、100ページ程度、表紙フルカラー、本文単色)
- ・計画書の電子データ 一式
- ・計画書概要版 (A4版フルカラー 4ページ程度) 電子データ 一式

## 2. 成果品の納入期限

令和7年3月19日

### ⑨ 粕屋町子ども・子育て会議の運営支援

受託者は、会議の開催にあたって、オブザーバーとして出席するとともに、会議資料及び議事録の作成等の運営支援等を行うこと。(5回程度開催予定)

⑩ 子ども等の意見を反映するための措置についての提案

こども基本法に定められている「子どもの意見の反映」について、本町の現状等を踏まえて、子ども・若者の意見等を聴取するための手法の提案・実施をすること。

⑪ 本業務に関する情報収集・提供

本業務に関する国・県への報告資料等の作成に際し、本町が必要となった基礎資料（集計データ等）の情報については、随時提供を行うものとする。

5. 業務計画及び工程管理

- (1) 受託者は、業務着手前に業務計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令、委託契約書及び本仕様書を遵守するとともに、国の動向や本町の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確かつ丁寧に本業務を実施すること。

6. 検査

本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備、訂正すべき事項が見つかった場合は、受託者は、責任をもってこれを是正すること。

7. その他

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に本町と打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。
- (2) 受託者は、本町から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 有形、無形を問わず、本業務における成果品の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (4) この仕様書に記載されているもののほか必要な事項は、本町と受託者が協議のうえ決定する。